

政策過程における協働的住民参加と合意形成

－米国環境法を事例として－

永松 俊雄*

The Consensus building and collaborative citizen participation in the policy process

－The Case of the United States Environmental Law－

by

Toshio NAGAMATSU*

要 旨

本稿は、米国の環境法（スーパーファンド法）を事例として、政策過程における住民参加について政策学的観点から考察したものである。まず、政策に関する地域住民の受容意識と手続き的公正の重要性について触れたうえで、行政からの情報提供のあり方が住民の政策への信頼感に大きな影響を与えることを指摘している。次に、政策過程における協働的合意形成には住民と行政との信頼関係の構築が前提となることを示したうえで、住民参加を制度化された社会学習の機会として捉える必要があることを指摘している。次に、スーパーファンド法における住民参加に関する諸制度を概観し、具体的事例としてミルトアウン貯水池／クラーク・フォーク川スーパーファンド・サイトを取り上げ、どのようなプロセスを経て除染、再生、再開発対策が検討、実施されたかを検証している。最後に、同法における各アクターの役割とアクター間関係を検討し、特にファシリテーターと専門家が、政策過程における住民参加の有効性確保に重要な役割を果たすことを指摘している。

Key Words: Policy process, Citizen Participation, Superfund, Trust, Consensus, Facilitation, Social learning

1. はじめに

本稿では、環境汚染地域の除染、再生に関する政策過程への住民参加について、米国のスーパーファンド法を事例として検討、考察を行うものである。

環境被害に関し、わが国では長く被害者の救

済に焦点が当てられてきた。これは、4大公害事件に見られるように、被害者の身体的、精神的苦痛が長く放置され、適切な補償、救済が十分にはなされてこなかった歴史的経緯によるものである。わが国の環境被害は、原因者と被害者は抑圧者と受苦者、強者と弱者といった二元論的世界観で捉えられ、原因者、行政と被害者間の対立関係前提としたものであった。その対立関係の中で、環境汚染の原因究明と責任追及、

*崇城大学工学部総合教育教授

そして補償問題が議論されてきた。言い換えれば、わが国の環境汚染に関する主な議論や研究は、変えることができない過去の悲劇を巡るものであったと言えよう。

他方、汚染された地域のどの範囲をどのような手法によって除染するか、自然環境をどう再生させるか、疲弊した汚染地域の再開発をどうするかといった地域の将来に関する問題は、汚染を放置、拡大させた原因者や行政の責任で対処すべき問題として整理されてきた。しかし、地域の将来をどう創造するかという問題は、被害者はもとより住民全てに関わる重要な問題である。地域の将来に大きな影響を及ぼす除染や環境再生対策に関し、汚染地域に居住する住民の意見が反映されることが望ましいことは言うまでもない。しかし、そのためには関係者間の対立関係を改善、解消し、地域の将来について議論するための共同作業が求められることになる。政策過程への住民参加が、未だ形式的段階にとどまっているわが国の現状に鑑み、現実的で実効力ある住民参加にはどのような制度設計が求められるかを、米国におけるスーパーファンド法を事例として検討を行いたい。

2. 政策過程への市民参加の論点

2.1 環境政策と個人の意思決定フレーム

環境対策や公共事業など、私的利益と社会的利益（公益）が必ずしも合致しない政策課題に関する個人の意思決定の研究では、次の2つの意思決定フレームの存在が指摘されている（Tenbrunsel & Messick 1999、藤井 2004）。1つは「取引フレーム」であり、物事を個人的な取引問題（business matter）と捉え、個人の利害得失の視点から判断するものである。もう1つは「倫理的フレーム」であり、物事を倫理的問題（ethical matter）と捉え、公正、正義といった視点から判断するものである。すなわち、人々は利益という経済的基準と、倫理的、公共的価値という社会規範基準から物事を判断しているという捉え方である。

環境政策に関しては、関係者の私的利益と社会的利益はしばしば相反する。また、特に除染

や環境再生には多額の費用がかかることから、財政的制約により対策の選択肢が限られることも少なくない。このような社会的調整が生じる分野においては、その対策に対して人々が納得できるかどうか、すなわち人々の「受容意識」が重要になる。

人々の受容意識には「自由侵害感（infringement on freedom）」と「公正感（fairness）」が重要な役割を果たしている（Baron 1995、藤井2003、2005）。自由侵害感とは、これまで享受していたものが制約、消失したり、自らの主張が通らなかつたりすることからくる侵害感であり、取引フレームがもたらす受容意識である。

一方、公正感とは倫理的フレームに基づく受容意識であり、公正感が高まるほど自由喪失感は減少し、政策への賛同が強まる傾向にあるとされる。

公正感とは、「プロセスに対する公正感（手続き的公正：procedural fairness）」と「結果に対する公正感（分配的公正：distributive fairness）」とに分けられる（田中 1997、藤井2004a）。手続き的公正とは、物事の検討、決定、実施に至るプロセスに関する公正さを意味する。その判断基準は、手続きの透明性や妥当性、意思決定者（機関）への信頼性などが挙げられる。すなわち、「信頼性のある、かつ合法的で妥当な情報を関係者に提供し、影響を受ける人の声を反映し、その実施においては配慮ある手続きを行う」ことである（ドイツ 2003）。

手続き的公正感には、「参画感（participation）」も含まれる。参画感とは、意思決定過程に参加し影響力を行使する行為によってもたらされる公正感を指している。

分配的公正とは、私的利益と社会的利益双方の分配に関する公正さであるが、人は分配の公正さよりも、公正な手続きや取扱いを受けているかどうかにより強い関心を示す傾向にある（Rasinski & Tyler 1987、ドイツ 2003）。環境被害地域の除染、再生政策によって地域にもたらされる利益は住民が共有する性格を有していることもあり、特に手続き的公正が重視されることになる。

2.2 情報提供と市民の信頼

わが国において、政策過程に住民が直接関与することは、通常ほとんどない。従って、政策に関する人々の手続きの公正感、政策決定者、すなわち政府や議会と市民の「信頼」関係の有無に左右されることになる（藤井2005）。政策決定者に対する信頼感があれば、その政策は適切な手順と検討を行って作られたものだと受け止められる傾向にある。すなわち、行政を含む関係者間の信頼関係の有無や信頼関係を作るための行動の有無が、決定された政策の社会的評価に大きな影響を与えることになる。

しかし、環境被害が発生すると、地域住民と原因者の関係はもとより行政と住民間の信頼関係も崩れ、住民は行政に対して強い不信感を抱くのが通例である。かかる状況下では、住民は行政の言動を容易に信じることができない。行政が出す情報の信ぴょう性を疑い、あるいは都合の悪い情報を隠しているのではないかと思ってしまう。対策についても、どの程度効果があるのか、単なるごまかしではないかとの疑念が生じてしまうのである。福島第一原発事故後の対応もそうだが、わが国における環境被害に対するこれまでの行政対応を見る限り、住民の不信感、あるいは解消されず、逆に深まることも少なくない。

住民の行政不信が解消されない理由は、第1に信頼の「情報依存性」に対する認識の不足である。信頼は、相手から受け取る情報の量、精度、提供される時期に依存する。行政が市民との間で信頼関係を醸成するためには、市民が「信頼するに足る」と認める情報提供活動（信頼性行動）に真摯に取り組まなければならない。その際に求められる行動原則は次のとおりである。

① 「公開原則」

個人情報を除き、環境被害に関するあらゆる情報を提供する。裁量による選択的な情報提供を避ける。

② 「明示原則」

判明している事実、不明な事項、実現可能な事項と困難または不可能な事項を明らかに

する。

③ 「速報原則」

関係者が必要とする情報を迅速に提供する。特に、住民の安全、安心に直接関わる情報については可能な限り早く公表する。

④ 「明瞭原則」

専門的知識を要する詳細情報だけでなく、住民の理解度に合わせた情報提供を行う。誰もが環境被害の概要、問題の所在等を理解できる平易、簡明な情報提供は不可欠である。

⑤ 「応接原則」

間接的な情報提供だけでなく、行政職員が直接住民と接して情報の授受を行う機会を確保する。

⑥ 「対話原則」

一方的な情報提供ではなく、双方向的のコミュニケーション・ルートを確保する。意見、要望については聴取だけでなく、応答を原則とする。

これらの諸原則は、情報の提供、共有活動を進めることによって、不信感を改善、解消し、信頼関係を構築するために不可欠な要素であり、どの原則が欠けても、市民から十分な信頼を得ることは難しい。

2.3 政策過程への市民参加と社会学習

住民の行政不信が解消されない第2の理由は、政策過程における「社会学習」に関する認識の欠如である。

政策過程は、住民から見ればブラックボックスである。従って、政策決定までに十分な議論、検討が行われたのか、決定された政策は誰のために何を確保するためのものなのか、どのような効果があるのか、他に有効な選択肢はなかったのか、といった様々な疑念が自然と生じることになる。また、地元の意向が十分反映されているという実感もないため、政策に関する信頼感が湧かないのである。

わが国の政策過程は、明治以降、制度の外形的変遷はあったものの、基本的には官僚エリート主義が維持されている。また、選挙で選ばれた議員も、市民からの付託を受けて政策を審議、

決定する議会の存在意義を薄れさせるとして、政策過程への住民の直接参加を歓迎しない傾向が強い。

しかし、行政、議会ともに地域住民の幸福実現のために政策を立案、実施しているのであり、当事者たる住民の政策過程への参加は、理論的にはより適切な政策を展開するために歓迎すべきことと言える。

にもかかわらず、政策過程への住民参加が敬遠される理由は、第1に、住民は社会課題を理解し、どのような政策が適切かを判断する専門知識が欠如しているという認識である。特に環境問題に関しては、被害状況や除染対策の適否に関する専門的知識が要求されることから、知識のない住民が政策過程に参加することは、むしろ不要な混乱や対立を招き、かえって住民全体の幸福実現を阻害しかねないという考え方である。

第2に住民の公共性の欠如、換言すれば私的利益への固執である。政策には公共性、公益性が求められるが、住民の関心は自己利益に偏りがちであり、価値観や関心が異なる住民間の合意形成は容易ではなく、場合によっては政策決定そのものが困難になると思われるからである。ゴネ得という言葉があるが、可能な限り私的利益を確保するために、行政に対して非現実的な要求をする住民がいることも確かである。また、わが国では政策と予算は切り離して議論されることから、住民は財源問題を視野から外して、自分が必要だと思う政策を行政に要求することができる。

住民には専門知識や公共性が欠如しているので、政策過程への住民参加はかえって不要な誤解や混乱をもたらすという捉え方は、人は永遠に成長しないという主張を受け入れる限りにおいて、正当性を持つ主張である。しかし、学習によって成長、発展を遂げてきたのが人間であり社会である。このことは、政策過程における住民参加には、住民が問題を理解し、政策の適否を判断するために必要な知識の付与と、社会の構成員としての意識の醸成を図る手段を制度的に組み込む必要があることを意味している。言い換えれば、政策過程を「社会学習」の場と

して捉える発想が求められるのである。

米国における政策過程への住民参加の有効性を、日本とは異なる文化、風土に求める意見もある。米国では民主主義、地方自治が社会に根づいており、社会の構成員としての意識が住民に定着している。一方、わが国では社会市民としての意識が定着していないので、住民参加がうまくいかないという理解である。

しかし、個人主義を前提とする米国社会は、わが国よりはるかに自己主張が求められる社会であり、それだけ自己利益への執着も強い。住民参加の機会が確保されるだけで、住民が自発的に社会的利益（公益）を尊重し、あるいは自律的に行政との協働的な合意形成に取り組むという理解は、幻想に過ぎない。自己主張型社会とも言える米国において、実態を伴う住民参加が実現している理由は、実現のために必要な手段、手続きが明確に「制度化」されているからに他ならない。

次節以降でスーパーファンド法における住民参加が具体的にはどのような形で制度化され、どのように運用されているかを見ていくこととする。

3. スーパーファンド法における市民参加制度

3.1 スーパーファンド法の概要⁽¹⁾

鉱山や工場、商業施設、ガソリンスタンド跡地や周辺地域など、土壌が汚染されたまま放置されている場所（ブラウン・フィールド）の除染、環境再生対策を行うための基金はブラウン・フィールド・ファンドと呼ばれるが、米国では連邦政府のスーパーファンド法に基づくスーパーファンドのほか、州にも同様のスーパーファンド法があり、独自のファンドを持っている。また、例えばアルコ（Arco: 全米第7位の石油会社）などの企業ファンドもある⁽²⁾。

連邦政府のスーパーファンド法は、米国内の土壌汚染地域の浄化、再生を目的として1980年に制定された「包括的環境対策・補償・責任法（Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980: CERCLA）」と、その1986年の改正法である

「スーパーファンド修正及び再授權法 (Superfund Amendments and Reauthorization Act: SARA)」(1986)の2つの法律を合わせた通称である。

同法に基づき、米国連邦政府環境保護庁 (United States Environmental Protection Agency: EPA) が汚染地域の調査や除染・再生を行い、その費用については汚染場所の除染費用を有害物質に関与した全ての潜在的責任当事者 (Potential Responsible Parties: PRP) が負担し、汚染原因者が特定できない場合や浄化費用の賠償能力がない場合には、石油税等から拠出された信託基金 (スーパーファンド) から支出される。現在、1,600箇所以上が除染優先順位の高い汚染サイト (除染対象地域: National Priorities List Sites) として記載されているが、この中にはすでに除染作業が終了したサイトも含まれている。

スーパーファンド法の特徴の1つは、汚染者負担の原則が広範囲に適用される点にある。汚染物質の排出者だけでなく、運搬、貯蔵、処理者のほか、融資した銀行など、汚染活動に何がかの関係があった者は全て潜在的責任当事者 (Potential Responsible Parties: PRP) として連帯責任を負い、かつ遡及的責任 (法施行以前の関与も責任) を負うという厳しいものである。

PRP の詳細な説明は省略するが、潜在的責任当事者に広く負担を求めるこの手法は、多額の費用がかかる除染や再生対策の推進や汚染の発生防止対策の財源確保に寄与する一方で、責任者の範囲が広範であることから訴訟が多発し、資金が環境対策ではなく裁判や調査費用につぎ込まれるなど、結果として環境再生を遅らせる効果を併せ持つとの批判もある。

しかし、同法には米国における地域開発や都市計画プロセスにおける住民参加と同様の仕組みが組み込まれており、利害対立の激しい環境汚染対策における合意形成を実現するための制度として機能している。同法の「スーパーファンド地域参画プログラム (Superfund Community Involvement Program)」は、政策過程への住民意思の反映を通じて、住民の権利と安全、健康的な環境維持を目的としたものであ

る⁽³⁾。

このプログラムは、EPA と対象地域の全ての関係者とのオープンなコミュニケーションを確保、促進することにより、地域との信頼関係を構築し、実行可能な解決策を見出すことを目指すものであり、地域住民の積極的な参画が、より望ましい除染計画の決定や除染プロセスへの理解促進につながるという考え方に基づいている。

EPA は、地域住民の円滑な参画を図るために、各スーパーファンド・サイトにコーディネーター (Community Involvement Coordinator) を配置しているが、その主たる業務は以下のとおりである。

- ①何が問題で、どのような健康上のリスクがあるか、環境再生計画の進捗状況はどうかといったサイトの現状に関する全ての情報の地域住民への提供、周知。
- ②環境再生計画等の決定に関する地域住民側からのフィードバックの機会の提供。
- ③紛争事項の特定と解決及び建設的な対話の維持。

この他、政策プロセスにおける住民参加の機会を確保するため、次のような諸制度が用意されている。

3.2 コミュニティ・リレーションズ・プラン (Community Relations Plan: CRP)

スーパーファンド法では、除染、再生に4ヶ月 (120日) 以上を要する場合には、EPA によるコミュニティ・リレーションズ・プランの策定が義務づけられている。このプランには、地域住民の権利や安全で健康的な環境に対する関心に配慮し、どのようなやり方で住民への情報提供を行い、意見交換の場や意思決定への参加を確保、提供するかという具体的な方法、手順、日程等が盛り込まれる。コミュニティ・リレーションズ・プランには、地域の概要、サイトの現状、情報開示や住民参加のための具体的方法、利害関係者 (ステークホルダー) の概要、情報の伝達手段、必要とされる資材や予算等も記載される。

3.3 コミュニティ・アドバイザー・グループ (Community Advisory Group: CAG)

コミュニティ・アドバイザー・グループは、政策プロセスへの住民参加の機会を提供するとともに、地域における社会課題解決の共同当事者としての意識づけや、公益的視野からの理解を深めるために重要な役割を果たしている。コミュニティ・アドバイザー・グループは、当該サイト地域の様々な利害関係者で構成される。そこでは各人が関心事項や利害を表明し、関係者間の相互理解の促進を図るとともに、EPAから提示された除染対策について議論し、必要であれば地域にとって望ましいと考えられる対策をEPAに提示する役割を担っている。

この制度は、あらゆる立場の住民や企業の意味決定プロセスへの参加の機会を提供するものだが、特に汚染地域周辺に居住しサイトの主たる被害者となっている低所得者層やマイノリティなど、社会的発言力の弱い住民の意思を反映させる狙いもある。なお、低所得者層等に対しては、サイトの除染事業に必要なスキルを修得するプログラム (Superfund Job Training Initiative: SuperJTI) が用意され、雇用の面からの支援もなされている。

コミュニティ・アドバイザー・グループは、EPAが同グループの目的や参加資格などに関する情報を地域社会に提供するとともに、周知のためのインフォメーション・ミーティングを開催し、半年以内にコミュニティ・アドバイザー・グループの活動が開始されるよう、構成員が選定される。なお、同グループの議長は、EPAではなく構成員の互選によって決められている。

3.4 技術支援助成金 (Technical Assistance Grants: TAG)

地域における環境問題への理解や除染のための意思決定を行う際に大きな障害となるのが、住民の専門的知識の不足である。判断に必要な情報がない、あってもその情報が理解できない場合、人間は最悪の事態を想定した防衛行動を取ろうとする。行政が提案する対策についても、理解に必要な知識が住民にない場合には、不安

や不信を招きやすい。行政は正しい情報を地域住民に提供しているのか、都合のいい情報だけを選択的に出しているのではないのか、行政が提示する対策は効果があるのか、特定の利害関係者に利するものではないのか等々、疑念はつきない。また、不安や不信は行政と地域住民との関係を悪化させ、正常なコミュニケーションを困難にし、政策プロセスに様々な悪影響を及ぼすことになる。

技術支援助成金は、現状がわからないことから生じる住民の不安や不信を解消し、感情的議論を抑えるとともに、除染対策や環境再生の協働者として、住民自身が意思決定に参加するための1つの仕組みとして用意されている。住民に専門的知識を提供するのは、原因企業や行政ではなく中立の第三者 (専門家) が求められ、1サイト当たり5万ドルまでの助成金が支給される。コミュニティ・アドバイザー・グループでは、この助成金を利用して必要に応じて専門家を呼び、サイトの現状やEPAが提示する除染対策の効果や代替策の有無の検討などを行うことになる。

3.5 専門技術情報等支援サービス (Technical Assistance Services for Communities: TASC)

専門技術情報等支援サービスは、EPAとの契約に基づき、大学の教員・研究者で構成される専門家グループがサイトの住民に対して、無償で専門的知識、技術などを提供するもので、経費はEPAが負担する制度である。現在、EPAは米国内の23大学と提携している。

このサービスは、地域住民が必要とする様々な専門的知識技術支援を含んでいる。例えば、EPAが住民に提供した情報や報告書の解説、コミュニティ・ミーティングにおける専門的情報の説明、ワークショップによる住民の学習機会の提供、サンプル調査やアセスメント、EPAの除染対策の技術的評価などである。

3.6 その他

①パブリック・ミーティング (Public Meetings: PM)

EPA は、サイトの除染、再生計画の決定に際してパブリック・ミーティングを開催し、計画案の内容を地域住民に説明し、それに対する住民の意見を聴取する。計画案に対するパブリック・コメントの受付期間は、少なくとも30日間とされている。EPA は、コメントの受付期間終了後、全ての質問と意見を集約し、回答しなければならない (Responsiveness Summary)。この制度は、EPA が提案した計画についての疑問や意見、関心事項を EPA に伝え、住民の意向を計画に反映させる機会の確保を目的としたものである。

パブリック・ミーティングは、地域の関係者全てを対象とし、住民同士が地域にどのような利害、価値観が存在するのかを知る機会として重要なものである。ただ、参加者が多いため、希望する全ての人が十分な意思表示を行う時間が確保できないことも少なくない。そのため、パブリック・ミーティングのほかに地域ごとに小規模な説明会やオープン・ハウスが公式、非公式に開催され、詳しい計画説明や住民との意見交換の場が用意されている。

②情報リポジトリ (Information Repository)

各スーパーファンド・サイトでは、住民がサイトに関する様々な情報に容易にアクセスできるよう、情報リポジトリと呼ばれるインフォメーションセンターが設置されている。設置場所は、主に図書館や市役所 (役場) などであり、サイトに関する事業計画や地域参画計画、調査研究書、環境アセスメント、除染計画案、パブリック・コメント、ファクトシートなど、サイトに関する全般的な情報が揃えられている。

③その他の情報提供、広報活動

EPA は、情報リポジトリのほか、ニュースレター、冊子の配布、住民からの質問に答える電話や e-mail などを使ったホットラインの設置、メディアへの情報提供、ビデオによる地域住民グループへの情報提供、除染プロセスへの理解を目的としたサイト・ツアーの実施、個別訪問によるインタビューや情報の共有、子ども達への環境教育など、様々な手法によりサイ

トや除染計画に対する理解を促進することとされている。

これらの制度が現実にどのように機能しているのかを具体的事例で見ていくこととする。

4. 事例－米国モンタナ州ミルタウン貯水池／クラーク・フォーク川スーパーファンド・サイト (Milltown Reservoir / Clark Fork River Superfund site)⁽⁴⁾

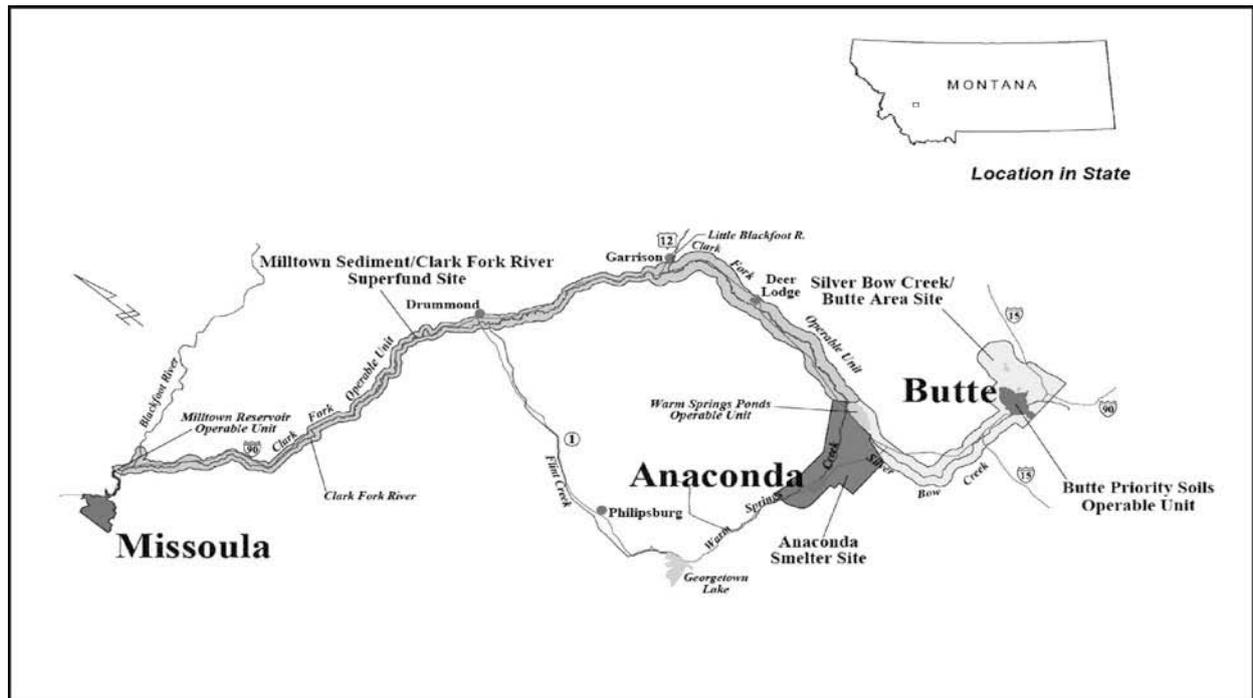
4.1 サイトの概略

モンタナ州 (Montana State) 西部を流れるクラーク・フォーク川 (Clark Fork River) は、かつてマス漁で知られていたが、世界で最も豊富な鉱区に位置していたことから、1860年代から上流に位置するビュート (Butte) の鉱山採掘に伴ってヒ素や銅を含む有害物が川に流れ込んでいた。ミルタウン (Milltown) 近くにあるミルタウンダムは1908年に完成したが、その直後の大洪水によって約660万立方ヤードの汚染堆積物がダムに堆積し、水生生物の大量死や地下水汚染など、深刻な環境被害をもたらしていた。

EPA は当地域の環境調査を実施し、1983年9月に除染、再生を優先的に行う必要のあるサイトとして、ミルタウン貯水池・クラーク・フォーク川スーパーファンド・サイトを政府の優先リスト (NPL) に掲載した。当サイトは、国内最大の有毒廃棄物の除染対象地域であるウォーム・スプリングス池 (Warm Springs Ponds)、アナコンダ製錬所 (Anaconda Smelter) やビュート・シルバークリーク (Butte Silver Bow Creek) ・スーパーファンド・サイトを含むクラーク・フォーク流域のサイトの1つとして位置づけられている (図1参照)。

当サイトの除染 (Remediation)、再生 (Restoration)、再開発 (Redevelopment) 対策は、2002年の再開発パイロット・プロジェクトから始まり、以後10年間かけて行われることになった。2004年、EPA は当サイトの除染、再生を進めるために、貯水池のバイパス流路の建設、貯水池の汚染された堆積物 (220万立方ヤード) の除去、ミルタウンダムの除去、ミル

図1 クラーク・フォーク川流域のサイト



出典：<http://www.pitwatch.org/what-is-superfund/>

タウンの帯水層が回復するまでの間、代替水供給プログラムの継続と一時的な地下水管理の実施、地表水と地下水の長期モニタリング等を内容とした環境再生計画（クリーンアップ・プラン）を策定した。

同計画の実施にかかる費用負担について、連邦政府、モンタナ州政府と原因企業間での合意が成立、2008年～2010年にかけて、ミルタウンダムへの撤去が行われた。

なお、モンタナ州政府も関係行政機関や先住民のセイリッシュ（Salish）やクーテネイ（Kootenai）族等との協議を経て、ミルタウンダムの近くのクラーク・フォーク川とブラックフット川（Blackfoot River）が自然かつ安定して合流することを目的とした再生計画を策定しているが、EPA はサイト再生計画策定の初期段階から州との調整を行っていた。

また、EPA とモンタナ州政府職員は、地域住民との情報の共有と計画への地元意見の反映のために、地域の利害関係者と定期的な意見交換の場を持った。例えば、EPA はミルタウン・スーパーファンドの再開発ワーキング・グ

ループの会合に参加するとともに、クラーク・フォーク川技術支援委員会とも会合を持ち、密接に連携を図っている。

4.2 プロジェクトの経緯（2002年～2005年）

この時期は、モンタナ州政府などの関係機関、地域住民や原因企業との関係構築、及び除染、再生に関する包括的な計画策定に主眼が置かれた。

地域住民は、クラーク・フォーク川とブラックフット川の除染及び再生への取り組みを、流域に重要かつ望ましい変化をもたらすものとして受け止めた。それまで多くの住民にとっては、ダムは永遠に存在するものであり、2つの川は地域にとって恵みではなく問題をもたらす厄介なものとして映っていたからである。2つの川を、地域にとって以前のように貴重な資源として捉えるという同計画の発想は、地域の歴史が認められ、尊重されるべきだと考えていた地域住民の理解を得る大きな推進力となった。

この時期に、EPA はモンタナ州、セイリッシュとクーテネイ族、連邦政府魚類野生生物局

(U. S. Fish and Wildlife Service) の協力を得て、アトランティック・リッチフィールド社 (Atlantic Richfield Company: ARCO) やノースウェスタン社 (North Western Corporation: NWC) などサイトの原因責任を有する企業との同意判決を得るための交渉を行っている。同意判決は、サイトの除染及び環境再生を進めるための財源確保や協力を得るための重要な法的手段である。

また、除染対策に加えて環境再生及び地域再開発をも視野に入れた包括的アプローチ (3 Rs: Remediation, Restoration and Redevelopment) が採用された。プロジェクトを円滑に進めるための基礎を築いたのが、EPA 職員が頻繁に地域に出向き、関係者とコミュニケーションを密にする手法である。

例えば、長期的視野に立った地域の優先事項についての住民の意見聴取、情報提供のためのキオスクの設置、隔週ごとに更新されるファクトシートの提供、定期的なサイトのツアー、必要情報の提供や住民と意見交換を行うためのオープン・ハウスの開催、地域の各種団体との会合など、EPA 職員は地元関係者との十分なコミュニケーションを取るために、多くの時間と労力を費やしている。

中でも、地域住民の不安や疑問を解消するために、様々な方法で住民に対する情報提供に多くの時間が費やされた。環境被害修復の将来像 (ビジョン)、どうやって汚染を防ぎ、どのような方法で除染を行うか、その効果はどうか、個人情報を除く全ての情報を住民は見るができるよう配慮され、ホームページや冊子、コミュニティ・ミーティングなど、あらゆる機会を通じて情報が発出された。

また、サイトの除染に関する技術的検討を行う地元の組織であるクラーク・フォーク川・テクニカル・アシスタンス・コミッティ (Clark Fork River Technical Assistance Committee: CFRTAC) に対しても、所要の財政支援がなされた。CFRTAC は、ボランティアの住民で組織されたテクニカル・アドバザリー・グループであり、再生プロジェクトに関する提言や支援を行う組織である。CFRTAC の運営資金は、

EPA だけでなく ARCO などの原因企業も提供した。

CFRTAC は EPA の資金で独立した科学的な専門家をテクニカル・アドバイザーとして雇い、科学的検討を踏まえた意見を提言する役割を担った。また、除染に関して地元住民や関係機関とともに技術的なチェックや必要な支援活動に取り組む、行政機関からは独立した中立な活動組織として機能したのである。

なお、CFRTAC のような組織以外の地域グループも、EPA に意見を出すことは可能である。地域関係者のグループから意見が出てきた場合にも、全て返事を返さなければならないことがスーパーファンド法により規定されている。

このような仕組みは、地域住民にとっても環境問題への認識を深めるための重要な教育、社会学習の機会を提供するものである。特に、利害関係者に対するインタビューは、EPA 担当者が肌身で地域住民の関心や要望を知り、関係者との相互理解や意思疎通を図るうえで、重要なコミュニケーション手法として機能している。

また、この種のプロジェクトでは、ゴールを明確に示すことが、不要な不安や疑心、混乱を招かないために不可欠とされ、今どこまで進んでいるのかを、誰でもいつでも知ることができるよう工夫がなされている。同サイトでは、工事現場にはウェブ・カメラが設置され、誰でもいつでも工事の様子や進捗状況を見ることができるようになっており、サイト周辺の道路には大きな説明看板も設置されている。また、事あるごとにイベント (Celebration Event) を実施し、確実に環境が改善しつつある現状を住民が直接見る機会を提供している。

このほか、EPA はモンタナ州環境基準局 (Montana Department of Environmental Quality: MT DEQ)、司法局 (Montana Department of Justice: MT DJ)、魚類・野生生物・公園局 (Montana Department of Fish, Wildlife and Parks: MT NRDP) といった除染や環境再生を所管する州政府関係部局との関係強化にも取り組んだ。これは、連邦政府、州政府、地元関係者間の調整が、プロジェクトの円滑な推進には不可欠との認識からである。

2002年後半には、ミズーラ郡におけるスーパーファンド再開発パイロット・プロジェクトの実施が決まり、翌2003年にはプロジェクトを進めるために、地元関係者によるスーパーファンド・ミルトاون再開発ワーキング・グループ（Milltown Superfund Redevelopment Working Group: MSRWG）が組織された。22名のメンバーからなる MSRWG は、社会基盤、土地利用、地域社会のガバナンス、公園、河川、歩道、レクリエーション、地元の歴史や文化遺産の保存に焦点を当てた小委員会を設置し、18ヶ月間以上にわたって活動を行われた。MSRWG は、地域社会の再開発に関する優先順位を詳細に評価するとともに、パブリック・ミーティングを通して住民との情報共有、意見交換が重ねられた。

MSRWG の活動は3つの機能を担っていた。第1に、地域社会の将来のあり方を住民自身が検討、提案する機会の提供、第2に、住民の価値観の違いや利害関係を住民同士が理解し、共有し得る地域の将来像を具体的に描く機会の提供である。そして第3に、将来に向けた土地利用の具体的方針を明かにすることにより、地域の再開発と除染対策との整合性を図ったことである。

MSRWG によって取りまとめられ、2005年2月に公表された開発プラン（Conceptual Development Plan）は、歴史的遺産の保全、遺産観光、環境教育やレクリエーションの機会を確保するための、地域資源の総合的な再利用の枠組みのアウトラインを提示したものであり、ミルトاون貯水池堆積物の除去や公園の造成、生活博物館の設置などが含まれていた。

住民の間には様々な見解や意見の相違があったが、誰もが住みやすく気軽な地域社会を維持することを望んでいる点では共通していた。MSRWG は、住民に共通する願いを実現するための将来ビジョンを作成することに注力したのである。

このプランでは、原因企業の1つである NWC が所有する土地（415エーカー）を新しい州立公園の場所として提供することが提案されていた。数年間に及ぶモンタナ州と NWC と

の交渉の後、サイトに関する同意判決の一部として、同社はその土地をモンタナ州に供与し、被害を受けたアッパー・クラーク・フォーク（Upper Clark Fork River）流域の自然資源の回復のために、140万ドル支払うことで合意に至った。

また、このプランは除染や再生計画に関する地元の意向をサイト関係者に知らしめる役割も果たしていた。例えば、同サイトの同意判決には、歴史保全活動への10万ドルの提供が含まれているが、これは地元の要求が MSRWG によって集約され、オーソライズされた結果だと言える。また、ミルトاون貯水池の周辺に新たな州立公園を設けることについても、NWC がモンタナ州と地域社会から出された無視できない要望と判断したためである。

住民は、ダム撤去の長期的な効果や安全性や環境への影響を議論し、美しい川や漁業、安全な地下水が復活し、魅力的なレクリエーション資源がもたらされる可能性を理解し、ダム撤去を後押しした。

2004年12月に EPA が決定した同サイトに対する対策に関するパブリック・コメントでは、住民の健康だけでなく、地域開発、ビジネスとも関係することから、新聞、ラジオ、e-mail などを通して同サイトのあらゆる利害関係者を対象に意見を求め、多くの会議が開催された。

「何が地域よっての共通の価値（コモンバリュー）なのか」についての認識を共有することが大切であり、そのためには積極的な情報公開と情報交流が欠かせないというのが、その理由である⁵⁾。約1万5千のコメントが寄せられたが、大多数がその対策を支持するものであった。パブリック・コメントを求める期間は最低30日間だが、場合によっては3～6ヶ月間かけて行われることもある。同サイトでは、寄せられたコメントの内容ごとに似た質問や意見をまとめて1,300に集約し、それに対する回答をウェブサイト、CD、図書館など、多くの伝達手段を使って関係者にフィードバックしている。このような経過を経て、2005年までには除染、環境再生、再開発対策の統合と、対策実施に必要な関係者間の相互協力関係が確立したのであ

図2 クラーク・フォーク川/ブラックフット川合流地点の除染、再生事業（2009年）



出典：<http://www.epa.gov/superfund/programs/recycle/pdf/milltown-casestudy.pdf#search='3+Rs%3A>

る。

モンタナ州政府が環境再生活動（1,430万ドル）と再開発に関連した社会基盤整備（360万ドル）を賄うための資金約1,800万ドルは、天然資源被害基金（Natural Resource Damage Fund）から拠出された。また、これまで参加していなかった流域のコミュニティのために、カウンティ（郡）レベルの意見表明の場として、2006年にボナー・ミルタウン・コミュニティ・カウンシルが創設された。同カウンシルは、その後、ミルタウン・スーパーファンドの再開発ワーキング・グループと共同で活動を展開していくことになる。

4.3 プロジェクトの経緯（2006年－2011年）

2006年から、サイトの除染、環境再生、再開発のための詳細な計画が実行に移される段階に入った。EPAはモンタナ州政府と共同して、クラーク・フォーク川の環境を1908年のミルタウンダム建設当時と同様の状況にまで復元する取り組みを開始した。2006年から2011年にかけて、アメリカ国内で最大規模となる河川の除染と環境再生への取り組みが進められたのである。実施された主要な除染、再生、再開発事業は以下のとおりである。

①除染

- ・クラーク・フォーク川のバイパス流路の設置。
- ・汚染堆積物へのアクセスを可能にするための道路の建設。
- ・ミルタウンダム、発電所及び関連水路の撤去。
- ・300万トン（220万立方ヤード）を超える汚染堆積物の撤去と、アナコンダ製錬所スーパーファンド・サイトの廃棄物処分場への移送。
- ・ミルタウンの帯水層が回復するまでの間（10年以内）の地下水のコントロールと地表水及び地下水の長期監視。

②環境再生

- ・除染対策開始前にスティムソングラム（Stimson Dam）を撤去。（2005年）
- ・氾濫原の造成等による新たな河道の安定化。
- ・動植物の良質な生息地を確保する河道の設計。
- ・クラーク・フォーク川の分流とバイパス流路の埋め戻し。
- ・氾濫原や川岸等の緑化。

③再開発

- ・歴史的な旧国道200橋を模したブラック橋（Black Bridge）の建設（2008年11月に完成）。

- ・遊歩道の設置。
- ・合流エリアは、地域の自然の美しさを堪能できるレクリエーション（広場やパビリオンを配置し、散策や釣り、ピクニック）エリアとして整備。
- ・ミルタウン・ゲートウェイ（Milltown Gateway）を、散策やピクニック、遊びや釣り、教育の場としてのレクリエーション・エリアとして整備。
- ・クラーク・フォーク氾濫原は、自然保護地域として野生動物の観察などのエリアとして配置。

5. スーパーファンド法における アクター間関係

政策過程は、参加するアクター間の関係性に大きく左右されるが、スーパーファンド法におけるアクター間関係と、関係性を支える主な活動は以下のとおりである。

5.1 スーパーファンド法における中央地方関係

連邦政府内では、EPA が生活環境を含めた環境再生分野及び被害者の移住等の問題を担当し、危機管理庁（Federal Emergency Management Agency: FEMA）が社会基盤（Infrastructure）の再生分野を担当している。EPA の環境再生に関する財源は、連邦政府の予算と他の財源（原因企業等からの負担金）で構成されている。

連邦政府と州政府の所掌は、大別すれば連邦政府が大規模な環境被害を、州政府はガソリンスタンドや商業施設跡地など、小規模な環境被害に対処しているが、どちらが対応するかについては州政府から連邦政府に照会し、協議の上で、①連邦政府が行う、②協定を結んで共同で行う、③州政府が行うケースに分けられている。

なお、サイトによっては除染レベルや除染方法に関して、連邦政府と州政府の意見が食い違うこともある。例えば、ビュートのパークレー・ピット（後述）については、州政府はもっと大規模な移住を伴う環境対策が必要だと考えているが、連邦政府は多額の予算がかかる

ことに難色を示し、移住によらなくとも地域住民の環境は基準以下に抑えることができるとしている。

連邦政府の担当職員（サイトの担当マネージャーやプロジェクト担当者）は、通常2～3年で代わるため、地域環境の再生に関する「基本計画（Base Plan）」が重要になる。プランが現実的で地域住民の理解を得られるものであれば、担当マネージャーの交代によって特段の支障が生じることはないと言われるが、この種のプロジェクトは、地元関係者との信頼関係が重要になることから、中には長期間担当し続ける職員がいるほか、実際に現地に居住し、住民の1人としてコミュニティ活動に参加している担当職員もいる。

州政府の場合も同様であるが、地理的關係から地域住民との関係はより近いものとなる。また、州政府（本庁）の環境保全担当部局だけでなく、出先機関であるカウンティ（郡庁）と連携してプロジェクトに取り組むケースもある。

5.2 住民への情報提供活動

地域の利害関係者への情報提供は、地域参画計画の中でも最も重視されている活動である。EPA や州の環境保全部局では、科学的根拠に基づいた情報提供が行われているが、その手段は多様でありウェブサイト（ホームページ等）やフェイスブック、パブリック・ミーティング、オープン・ハウスやインタビュー、フィールド・トリップなど様々である。どのような情報を、どのような手段で、どのようなプロセスで住民に提供するかについては、行政内部で専門家を含めた検討チーム（internal team）による検討が行われる。

地域住民への情報提供活動に関しては、関係地域の住民や企業に除染の必要性への理解を得ることに最も多くの時間が費やされることになる。特に、初期段階では、住民はゼロリスクを求める傾向が強いが、ほとんどの場合、その実現は困難であることから、除染の基準を示して安全性を明らかにし、除染の必要性や手法についての理解を求めることに重点が置かれる。全ての情報を公開することが前提とされ、電話、

メールなど多様なコミュニケーション・チャンネルの確保と迅速な対応が関係者との信頼関係の構築に重要な役割を果たしている。

また、フォーマルな取り組みだけでなく、インフォーマルに住民と親密に接する取り組みの重要性が認識されており、パブリック・ミーティングやパブリック・コメントは、行うべき必要最低限の活動（minimum action）として位置づけられている。

なお、パブリック・ミーティングではあらゆる分野の利害関係者の代表が参加することから、参加者が多くなり1,000人を超えることもある。発言時間も制限されることから、多くのことを発言したい人達については、ミーティングの前に1対1で話し合う機会を作る、終了後も質問等を受けつけるといった措置が取られている。

なお、パブリック・ミーティングは様々な利害を持つ関係者が多数集まることから、それぞれの立場の主張に終始する場になりやすい。また、多くの人、大勢人がいる前では質問をしたがらないことから、地域全体の利害表明の場として開催する必要はあるが、あまり効果的な方法とは考えられていない。むしろ、地域ごとに小さなグループに分けて会合や情報提供を行うやりの方が効果的だと考えられており、オープン・ハウスなどの形を取った質問会や特定課題に関するフォーカス・ミーティングの開催など、状況に応じて様々な手段が取られている。

5.3 合意形成のファシリテーション

地元では、パブリック・ミーティングで地元関係者の多様な価値観や意見が表明され、各分野の代表者を構成員とするコミュニティ・アドバイザー・グループにおいて、除染や再生対策に関する地元の意見が形成されるが、特徴的なことは、これらの会議の司会は行政職員でも学識者でもなく、中立の第三者であるプロのファシリテーターが行う点にある。地元で開催される会議の初期段階では、環境被害が生じたことに対する住民の怒りの表明が主になるが、ファシリテーターは感情的な議論をうまく抑え、関係者共通の目的である環境被害の修復、再生

に関して、冷静かつ建設的な議論が行われるよう誘導する。

会議のファシリテーションを業としている会社、個人は、いずれも完全に独立した中立の第三者（3rd party）として社会から認知され、実際にそのように機能している。

また、地域の将来を議論するという会議の性格上、過去の責任追及をしない、個人批判をしないといったルールが採用されることが一般的である。ファシリテーターは、会議の目的から外れた意見を制し、感情的になった参加者を静め、地域社会全体の意見を集約しながら住民の共通認識、理解を深めていく重要な役割を果たしている。

ファシリテーターは、関係者が私的利益を追求する個人から、地域社会全体の利益（社会的利益）の実現を図る地域社会の構成員としての意識を持つうえで、極めて重要な役割を果たしている。ファシリテーターが、会議の場をゼロサムゲームからプラスサムゲームに変えるスイッチャーとして機能し、それによって会議が市民の「社会学習」の場の役割を果たしているのである。

ファシリテーターには専門的スキルが求められるが、米国ではファシリテーターを養成するコースが大学に設置されている。また、プロのファシリテーターによる研修プログラムもあり、一部はインターネットでの受講も可能になっている。

5.4 専門家の社会的役割

除染、環境再生、地域再開発、あるいは地域住民の健康対策といった諸分野の専門家が果たす役割も重要である。住民が環境問題を理解し、あるいは環境政策に関与する場合、大きな障害となるのが専門知識の不足である。情報を判断するための知識がない場合、想像による理解は不安や猜疑心を煽り、冷静な議論を阻害してしまう。また、アクター間の関係性にも様々な影響を与えるものである。従って、住民に対して、必要な時に必要な知識を提供する専門家は、問題解決には不可欠なアクターである。

一方で、専門家には個人的価値観に基づく誘

導的な知識供与を避ける自制が求められることになる。彼らには、自分の専門の範囲内で、必要な情報のみを提供し、不要に感情を煽ったり批判を助長するような発言を控えることが求められている。

専門家は様々な場面で登場する。例えば、パブリック・ミーティングにおいて技術的課題に対する質疑応答がある場合には、テクニカル・アドバイザーとして参加が求められるし、環境被害に起因する精神的ダメージをケアするメンタル・セラピストが求められる場合もある。特に、地元のテクニカル・アドバイザー・グループが、EPA に対して除染や再生対策に関する意見、提案を行う際には、関係分野の専門家の支援が不可欠となる。

専門家の適切な知識提供があつて初めて住民は問題を理解することができ、EPA という公権力に対して、願望や非現実的な要求に終始する陳情型ではなく、EPA と対等の政策議論を行い得る政策プロセスの協働者の地位を確保することができるのである。この意味において、地域住民の「社会学習」の支援者としての専門家は、ファシリテーターと同様、住民参加には欠かせないアクターとなっている。

5.5 住民と EPA とのコンフリクト

ミルタウン貯水池／クラーク・フォーク川スーパーファンド・サイトは、EPA と地元住民の協働がうまく行われた例だが、住民がサイトの現状や除染、再生対策を理解するための知識を得、対策や将来ビジョンに関して地元の意見がまとまった場合でも、EPA と住民の意見が対立することはある。クラーク・フォーク川流域のサイトの1つであるアナコンダ製錬所スーパーファンド・サイトのバークレー・ピットの除染対策がそれにあたる。

1920年代以降、ビュートの鉱山はアナコンダ銅鉱山会社 (Anaconda Copper Mining Company: ACM) がほぼ独占していたが、1950年代以降、鉱脈の品質低下と他鉱山との競争により、地下採掘から露天掘りに切り替えられた。しかし、鉱物価格の低下に伴い1982年には全て閉山した。

(ACM も 1997年の鉱物価格の暴落に伴い倒

産。) その後、モンタナリソース社 (Montana Resources Inc.: MRI) が1986年～2000年の間一時的に採鉱を再開、その後、銅価格高騰により2003年からは再び採鉱が開始され、現在も約350名を雇用し採鉱が行われている。

1982年にバークレー・ピットが閉鉱された際、鉱山内の地下水くみ上げポンプが停止されたが、それにより有害な重金属を含む強酸性水が増え続け、米国における最大の鉱山跡の湖になった。同ピットは、1984年にスーパーファンド法による環境汚染地に指定され、汚染水対策が開始された。現在も継続して汚染水の浄化が進められているほか、重金属の混じった土壌の改良や、汚染土壌を密閉してその上に盛り土をして緑地帯にするなどの取り組みが行われている。

同サイトについても、地元でテクニカル・アドバイザー・グループが結成され、2006年に除染対策に関する意見が取りまとめられ、地下水脈の上に積み上げられている(有毒物質を含んだ)土石を除去する手法が適当というレコメンデーション・レポートがEPAに提出された。しかし、EPAは費用がかかりすぎるとして、より経済的な(汚染された地下水をフィルターにかけて除染する)方法を採用したのである。

同グループの代表を務めたモンタナ工科大学のジョン・レイ (John Ray, Montana Tech of the University of Montana) は、短期間で結果を出す必要があつたこと、当時は科学的サーベイが不十分だったが、現在では科学的に裏づけられた情報が揃っており、EPAが当時出した結論が間違っていたことが判明していると述べている⁽⁶⁾。EPAにとって最大の関心事はコストの問題であり、例えば低所得者層が住む地域の除染プログラムの場合も、コミュニティは追加のサーベイを求めたが、それはなされず、住民の意思が対策に十分反映されなかったとしている。

なお、ビュートにおいてもナショナル・リソース・コミュニティ(森林などの自然保護を検討する会議体)などはうまく機能しており、バークレー・ピットの場合は、コミュニティ・アドバイザー・グループの活用が上手くなされなかった例としている。

一方、EPA (Region8) は、アナコンダ製錬

所スーパーファンド・サイト全体の除染対策を、財政面、環境面でより効果的に行える対策を選択したと考えている。当サイトの場合、地表、地下いずれも有害な鉱物が集積しており、住民が住み続ける限り、バークレー・ピットに貯まり続ける高濃度の汚染水や地下水の浄化を永遠に続けなければならない。ファンドの財源的制約がある中で、どのような技術的対策が適当かは専門家の間でも意見が分かれるところであり、EPA と地元の意見の相違は、ファンドを使った除染、再生対策の優先順位や財政的効率性、そして科学技術の限界といった複数の要因に由来していると思料される。前述のように、かかる見解の相違は連邦政府と州政府の間でも見られるが、見解の相違が同法における市民参加制度の社会的意義を直ちに損なうものではないことは銘記されるべきであろう。

6. おわりに

スーパーファンド法の特徴の1つは、政策過程への住民参加のあり方及び行政（EPA）が行うべき具体的行動を法律で規定している点にある。住民参加の具体的プロセスを「制度化」することで、行政の裁量を排除している。また、市民が現実的な政策議論をなし得るための所要の支援（住民の意見表明の機会、社会学習の場の確保、意見集約のためのファシリテートや不足する技術的知識の支援）も併せて制度化されている。

強調しておくべきことは、政策過程への住民参加には、行政を含む関係者間の「信頼関係」の構築を前提としていることである。環境問題には加害者と被害者が存在し、関係者間に深い対立や不信が生じるのが通例であり、失われた信頼関係を構築することは容易ではない。しかし、ゼロサムゲームからの転換を図るためには、様々な利害関係者間の「対話（dialogue）」が不可欠となる。信頼関係を構築するためには多くのプロセスが必要とされるが、行政や関係者が、試行錯誤を経て努力を重ねながら道筋を開拓していくのではなく、ルートや手順を「制度化」することによって、不要な混乱や努力の

消耗を避ける手法が取られている。

わが国においても政策過程への住民参加が図られてきたが、依然としてその大半は形式的導入にとどまっている。それは既存の政策過程の一部に住民の参加を付加するという、形式的導入がもたらす自然の結末とも言える。行政を含む関係者間の信頼関係の再構築と公益追求型の住民参加を実現する、政策過程の制度的再設計がわが国の大きな課題と言えよう。

謝 辞

本研究は科学研究費基盤研究 C（25340154）の助成を受けたものである。

注 釈

- (1) 米国におけるスーパーファンド方の運用実態については、2014年9月8日～15日、米国ワシントン州及びモンタナ州において、連邦政府環境保護局 Region8、Region10、ワシントン州自然環境保護局（Department of Ecology）、モンタナ州政府環境基準局（Department of Environmental Quality）職員からの聞き取り調査を行った。
- (2) このほか、地域住民等の利害関係者への情報提供や意見交換は様々な形で行われている。バーリントン・ノーザン・サンタ・フェ鉄道（BNFS: Burlington Northern Santa Fe Railway）では、パブリック・ミーティング、非公式ミーティング、E-Mail、WEB サイトを通じた情報提供や意見・要望の収集などを行っており、コミュニティ・アドバイザー・パネルも設置されている。
- (3) スーパーファンド地域参画プログラムに関しては、EPA が行政実務者向けの詳細かつ実用的なハンドブック「Superfund Community Involvement Handbook」（146頁）を作成、公表している。
http://www.epa.gov/superfund/community/cag/pdfs/ci_handbook.pdf#search=Superfund+Community+Involvement+Handbook（2014. 9. 8）
- (4) <http://www.epa.gov/superfund/programs/recycle/pdf/milltown-casestudy.pdf>（2014. 9. 13）
- (5)（EPA Region8: Julie Dalsolgio, Diana Hammer, 2013. 10. 13）

- (6) ジョン・レイほか、Citizens Technical Environmental Committee of Butt (CTEC) のメンバーから聞き取り。(2014. 9. 12)

参考文献

- 1) 岡部一明 (2003) 「アメリカにおける都市計画と市民参加」東邦学誌 Vol. 32 (2), pp. 55-71.
- 2) 小瀬博之 (2005) 「21世紀の環境政策を考えるーリスク社会の情報を対話の力で共有する」地方自治職員研修 Vol. 38 (9), pp.71-73.
- 3) 織朱實 (2002) 「汚染土壌のリスクマネジメントとリスクコミュニケーションー米国スーパーファンドプログラムにおけるリスクコミュニケーション促進のための諸制度を題材としてー」環境情報科学 Vol.31 (3), pp.33-39.
- 4) 小杉素子・山岸俊男(1998) 「一般的信頼と信頼性判断」『心理学研究』Vol.69(5), pp. 349-357.
- 5) 加藤順子(1999) 「リスクの社会的受容とコミュニケーション」安全工学 Vol. 38 (3), pp.152-160.
- 6) 環境省「米国でのリスクコミュニケーション制度の運用実態について」
<http://www.env.go.jp/chemi/communication/unyou/index.html> (2014. 8. 17)
- 7) 田中堅一郎 (1997) 『社会的公正の心理学』ナカニシヤ書店
- 8) ドイツ・モートン、ピーター・T・コールマン(2003) 『紛争管理論』日本加除出版.
- 9) 地方自治研究機構(2014) 「政策形成過程における住民参加のあり方に関する調査研究」
- 10) 東京海上日動リスクコンサルティング (2008) 「平成19年度 環境リスク管理のための社会システムに関する調査 報告書」
- 11) 永松俊雄(2012) 『環境被害のガバナンスー水俣から福島へー』成文堂
- 12) 日本政策投資銀行ワシントン駐在員事務所 (2012) 「米国における土壌汚染土地 (brownfield) 支援制度」W-71駐在員事務所報告
- 13) 藤井聡(2003) 『社会的ジレンマの処方箋：都市・交通・環境問題の心理学』ナカニシヤ出版
- 14) 藤井聡(2004a) 「公共事業の決め方と公共受容」木下栄蔵, 大野栄治(編) 『AHP とコンジョイント分析』現代数学社, pp. 15-43.
- 15) 藤井聡(2004b) 「TDM の受容問題における意思決定フレーム」『土木計画学研究・論文集』Vol.21 (4), pp. 961-966.
- 16) 藤井聡 (2005) 「行政に対する信頼の醸成条件」『実験社会心理学研究』Vol. 45(1), pp. 27-41.
- 17) 宮本憲一 (2007) 『環境経済学新版』岩波書店
- 18) 除本理史、大島堅一、上園晶武 (2010) 『環境の政治経済学』ミネルヴァ書房.
- 19) Baron, J. (1995) “Blind justice: Fairness to groups and the do-no-harm principle”, Journal of Behavioral Decision Making, Vol. 8, pp. 71-83.
- 20) Ray, J. (2005) “Letter of public comment sent to EPA regarding environmental justice and central Butte. Cited with permission from Dr. Ray.”
- 21) Rasinski, K. & Tyler, T. R. (1987) “Fairness and vote choice in the 1986 Presidential election” American Politics Quarterly, Vol. 16, pp. 5-24.
- 22) Tenbrunsel, A. T. and Messick, D. M. (1999) “Sanctioning systems, decision frames, and cooperation” Administrative Science Quarterly, Vol. 44 (4), pp. 684-707.
- 23) United States Environmental Protection Agency (2005) “Superfund Community Involvement Handbook”
- 24) United States Environmental Protection Agency “Community Involvement Toolkit”
<http://www.epa.gov/superfund/community/toolkit.htm> (2014. 9. 15)
- 25) United States Environmental Protection Agency “FACT FLASH 10: Superfund Community Involvement Program”
[http://www.epa.gov/superfund/students/class_act/hazed/ff10.pdf#search='http%3A%2F%2Fwww.epa.gov%2Fsuperfund%2Fstudents%2Fclass_act%2Fhazed%2Fff10.pdfsearch%3D%27SuperfundCommunityInvolvementepaFact%27'](http://www.epa.gov/superfund/students/class_act/hazed/ff10.pdf#search='http%3A%2F%2Fwww.epa.gov%2Fsuperfund%2Fstudents%2Fclass_act%2Fhazed%2Fff10.pdfsearch%3D%27SuperfundCommunityInvolvementepaFact%27) (2014. 9. 15)